

栄養食事指導を バックアップいたします！



公益社団法人東京都栄養士会 栄養ケア・ステーション®

診療所における外来栄養食事指導、在宅患者訪問栄養食事指導、居宅療養管理指導は東京都栄養士会 栄養ケア・ステーションの管理栄養士が実施できます。



東京都栄養士会 栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

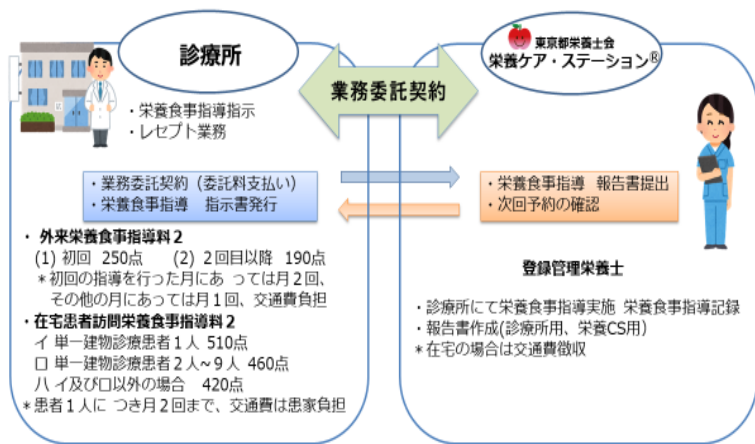
診療所における外来栄養食事指導料2、在宅患者訪問栄養食事指導料2、管理栄養士による居宅療養管理指導費Ⅱについて、当該保険医療機関、当該居宅療養管理指導事業所以外（他の保険医療機関、または栄養ケア・ステーション）の管理栄養士が栄養食事指導を行う場合です。*居宅療養管理指導Ⅱの場合は条件により介護保険施設の管理栄養士も実施可。

外来栄養食事指導料2・在宅患者訪問栄養食事指導料2

令和4年度の診療報酬改定で外来栄養食事指導料2が見直され、情報通信機器等を用いて指導を行った場合も、初回から算定できるようになりました。

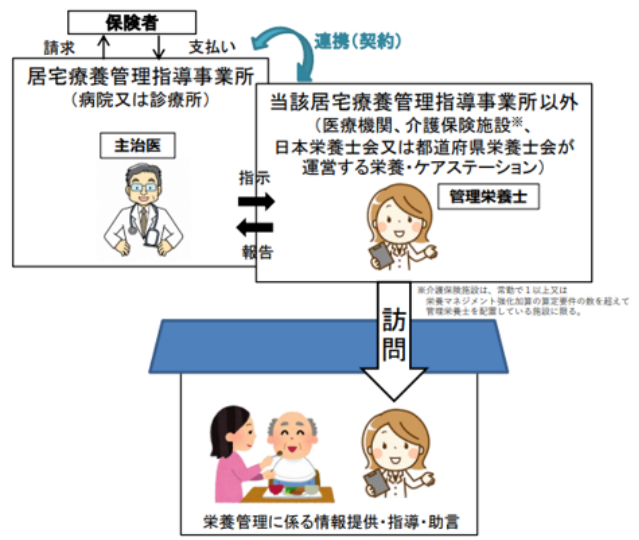
情報通信機器等を用いた場合

- (1) 初回225点 (2) 2回目以降170点



居宅療養管理指導費Ⅱ

当該居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行う場合



なお、他の指定居宅療養管理指導事業所との連携により管理栄養士を確保し、居宅療養管理指導を実施する場合、主治医が認めた場合は、管理栄養士が所属する居宅療養管理指導事業所が算定することも可能

出典：令和3年度介護報酬改定（栄養関連）の概要について厚生労働省老健局 老人保健課資料

介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても介護報酬・診療報酬の請求はできませんのでご注意ください。

お問合せ先

公益社団法人 東京都栄養士会
栄養ケア・ステーション

E-mail tokyoeiyou-cs@ksf.biglobe.ne.jp

☎ 03-6457-8592

FAX 03-6457-8591

〒160-0004 新宿区四谷3-9慶和ビル3F



<https://www.tokyoeiyou-cs.jp/care/>

管理栄養士ご紹介について



公益社団法人 東京都栄養士会 栄養ケア・ステーション

1. 「業務委託契約書」を交す

「栄養食事指導希望」と当会栄養ケア・ステーションまでご連絡ください。
直接伺うか、お電話等でご説明させていただきます。

* 契約後お渡しするもの

- ・ 栄養食事指導申込用紙
- ・ 栄養指導依頼票（記入例記載あり）



【連絡先】 E-mail tokyoeiyou-cs@ksf.biglobe.ne.jp

☎ 03-6457-8592 FAX 03-6457-8591

〒160-0004 新宿区四谷3-9 慶和ビル3F

2. 栄養食事指導の依頼方法

栄養食事指導を行う際は、「栄養食事指導申込書」を栄養ケア・ステーション宛にメールもしくは郵送でお送りください。

指導希望日2週間前までのご提出をお願いしておりますが、お急ぎの場合はお申し出ください。

3. 担当管理栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせいたします。
その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

4. 指導日当日

外来の場合、担当管理栄養士が貴院にお伺いいたします。

* 当日、貴院でご用意いただくもの

- ・ 栄養指導依頼票（契約時お渡ししたもの）
 - * 医師の指示事項までのご記入をお願いいたします。
- ・ カルテ等

訪問栄養食事指導、居宅療養管理指導の場合は直接居宅へ伺います。



5. 業務委託費用の精算

毎月末日締め、翌月中旬頃までに、ご請求書を郵送いたします。

請求書に記載された指定口座までご入金をお願いいたします。

なお、お振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元様でのご負担をお願いしております。